

令和 7 年度介護保険指定事業者説明会（集団指導）

訪問入浴介護

群馬県監査指導課 監査指導第二係

研修のテーマ

I 運営指導の重点

II 事例編

I 運営指導の重点

重点事項

1 人員基準を満たしているか。

特に、人員基準欠如となった場合、適切な対応をとっているか。

2 運営基準に従い、訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行っているか。

3 訪問入浴介護費の請求が適切に行われているか。

①基本報酬の基本原則を踏まえているか。

②加算を算定する場合、加算要件に該当しているか。

※加算を証明する記録がなければ請求できないことに留意する。

Ⅱ 事例編

人員基準に係る事例

従業者の員数

(赤本p.82)(基準条例第88号第49条)

指定訪問入浴介護事業所が当該事業を行う事業所ごとに置くべき従業者の員数は、看護師又は准看護師を1以上、介護職員2以上であり、これらのうち1以上は常勤でなければなりません。

【誤りの事例】

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅に併設された訪問入浴介護事業所の従業員全員が双方を兼務していたため、常勤がない状態だった。

【※常勤とは】

当該訪問入浴介護事業所における勤務時間が、当該訪問入浴介護事業所において定められている常勤の勤務すべき時間数に達していれば常勤となります。正規・非正規は問わず、当該訪問入浴介護事業所における勤務時間で判断します。

訪問入浴介護事業所における勤務表作成のポイント

(赤本p.91)(基準条例第88号第57条の2第1項)

- ・訪問入浴介護事業所ごとに、原則として月ごと(暦月)の勤務表を作成する。
- ・従業者の日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にする。

運営基準に係る事例

掲示

(赤本p.94) (基準条例第88号第59条で準用する第34条)

- 事業者は利用申込者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等の重要事項を事業所の見やすい場所に「掲示」しなければなりません。
- 事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければなりません。

(※令和7年4月1日より適用)

【誤りの事例】

重要事項が掲示されていない。又は、掲示はされているものの、掲示しなければならない項目に漏れがある。(掲示内容が古いものとなっている。)

【留意点】

「掲示」に代えて、重要事項を記載したファイル等を利用申込者、利用者及びその家族等が自由に閲覧できる形で事業所に備え付けることもできます。

勤務体制の確保（１／２）

（赤本p.91）（基準条例第88号第57条の2）

（１）利用者に対し適切な訪問入浴介護サービスを提供できるよう、事業所ごとに勤務の体制を定めておかねばなりません。

＜ポイント＞

- ① 月ごとの勤務表を作成（勤務表作成のポイントのページを参照）
- ② 雇用契約等の締結により事業所の指揮命令下にある従業者によりサービスを提供

【誤りの事例】

非常勤の介護職員の雇用契約書について、雇用契約の期限が切れているにもかかわらず、雇用契約を結ばないまま勤務していた。

（２）従業者の資質向上のために、すべての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、国が定めた研修を終了した介護職員等除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければなりません。

（令和6年4月1日より義務化）

勤務体制の確保（2／2）

（赤本p.91）（基準条例第88号第57条の2）

（3）適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われるセクシャルハラスメント又はパワーハラスメントにより、訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければなりません。

<事業主が講ずべき措置の具体的内容>

- ① 事業主の方針等の明確化及び周知・啓発
- ② 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
相談に対応する担当者や窓口をあらかじめ定め、従業者に周知する。

※ 事業主が講ずることが望ましい取り組み

顧客等から著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい。

秘密保持等

(赤本p.95)(基準条例第88号第59条により準用する第35条)

指定訪問入浴介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は**利用者の同意**を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は**当該家族の同意**を、あらかじめ文書により得ておかねばなりません。

【誤りの事例】

利用者の個人情報を用いる場合の利用者の同意は得ているが、利用者の家族の個人情報を用いる場合の当該家族の同意を得ていない。

居宅サービス計画とサービス提供の不整合

(赤本p.86)(基準条例第88号第59条により準用する第17条)

指定訪問入浴介護事業者は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供しなければなりません。

【誤りの事例】

・居宅サービス計画に位置づけられたサービスと、実際のサービスが異なっていた。ケアマネからの電話連絡のみで曜日が変更となり、根拠となるものが何もなかった。

(居宅サービス計画)

10:00～11:00 (月・木)

(実際のサービス)

10:00～11:00 (火・金)

業務継続に向けた取組の強化（１／２）

（赤本p.91-92）（基準条例第88号第59条により準用する第32条の2）

（１）業務継続計画を策定しているか。

また、計画について、訪問入浴介護従業者に周知しているか。

■策定する計画：感染症に係る業務継続計画、災害に係る業務継続計画

※記載内容は、「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を御参照ください。

※感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合は、業務継続計画未策定減算（所定単位数の100分の1に相当する単位数）が適用されます。

※減算は、「基準を満たさない事実が生じた時点」まで遡及して適用されます。

（令和6年度介護報酬の改定に関するQ&A（vol.1）問164～166）

業務継続に向けた取組の強化（2／2）

（赤本p.91-92）（基準条例第88号第59条により準用する第32条の2）

（2）研修及び訓練をそれぞれ年1回以上実施しているか。

（新規採用時には別に研修を実施することが望ましい）

※研修及び訓練の実施内容は記録してください。

（3）定期的に業務継続計画を見直しているか。

【誤りの事例】

- ・研修の資料はあるが、実施の記録がなかった。
- ・研修と訓練を同日に実施したが、研修の記録のみで訓練の記録がなかった。

衛生管理等「感染症対策」

赤本p.93-94（基準条例第88号第59条により準用する第33条第3項）

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を、おおむね6月に1回以上開催し、その結果について訪問入浴介護従業者に周知徹底を図っているか。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練をそれぞれ年1回以上実施しているか。

（新規採用時には感染症対策研修を実施することが望ましい）

※委員会及び研修や訓練の実施内容については記録してください。

※記載内容の例については、「**介護現場における感染対策の手引き**」を御参照ください。

【誤りの事例】

- ・委員会の結果について、一部の従業者のみに周知しただけで、全員に周知していなかった。
- ・委員会を開催すれば、研修の開催は不要と考えていた。

虐待防止の取組（１／２）

（赤本p.97-100）（基準条例第88号第59条により準用する第40条の2）

- （１） 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。
- （２） 虐待の防止のための指針を整備しているか。
指針には、盛り込むべき項目が盛り込まれているか。
- （３） 虐待の防止のための研修を年１回以上と、新規採用時にも実施しているか。
研修の実施内容については記録してください。
- （４） （１）から（３）までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。

※虐待の発生又はその再発を防止するための措置（上記①～④）が講じられていない場合、高齢者虐待
防止措置未実施減算（所定単位数の１００分の１）が適用されます。

虐待防止の取組（2／2）

（赤本p. 97-100）（基準条例第88号第59条により準用する第40条の2）

【留意点】

平成18年より施行された高齢者虐待防止法において「養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置」（研修の実施、苦情処理体制の整備等）についても定められておりますので御注意ください。

虐待防止法に係る措置がとられておらず、虐待が起きた場合には、行政処分になることもあります。

【誤りの事例】

- ・（2）の指針について、盛り込むべき項目に不足があった。
- ・研修の対象者を一部の従業者だけとしていた。（事務員等を含めていなかった。）

法定研修

【留意点】

令和6年度の介護報酬改定により、適切な介護事業運営のためのさまざまな研修や訓練が運営基準に定められています。未実施の場合、加算が算定できなかったり、減算につながったりしますので、年間計画を立てて確実に実施する必要があります。

【好事例】

・事業所として、何月に何の研修を実施するか年間研修計画を立て、従業員全員がその月にその研修を受講できたか個人ごとにシートを作成し管理していた。研修は、各自空いた時間を使って、Eラーニングにより受講。受講後は一言コメントを添えて受講を報告。

サービス提供記録の未作成

(赤本p.87)(基準条例第88号第59条により準用する第20条)

指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護を提供した際には、当該指定訪問入浴介護の提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければなりません。

【誤りの事例】

- ・実際にサービスを提供した記録を作成しておらず、報酬請求の根拠が確認できなかった。

【留意点】

サービス提供の記録が確認できなかった場合、報酬の返還を求められます。

また、状況によっては、取消等の行政処分になる場合もあります。

介護報酬に係る事例

基準額の算定

(青本p.185-187)

利用者に対し、看護職員1人及び介護職員2人で指定訪問入浴介護の提供を行った場合に算定することができます。

【誤りの事例】

- ・急遽看護職員が休暇を取得し、主治医の意見を確認せず介護職員3人で実施した。
- ・訪問時の利用者の体調不良により入浴を見合わせ、清拭に切り替えたが、所定単数の90%を算定していなかった。

【留意点】

- ・事業所の都合で、看護職員に代えて介護職員を充てることはできない。
- ・入浴により利用者の身体状況等に支障が生じるおそれがないと認められる場合に、その主治の医師の意見を確認した上で、介護職員3人（介護予防は2人）が訪問入浴介護をおこなった場合には、所定単数の95%を算定する。
- ・「主治の医師の意見の確認」については、利用者又は利用者の承諾を得た当該事業者が、利用者の主治医に確認することとし、その内容を記録する。

初回加算

(青本p.190-191)

以下のいずれの要件も満たしている場合に、1月につき所定単位数を加算できます。

- ①初回の指定訪問入浴介護を行う前に、職員が新規利用者の居宅を訪問し、浴槽の設置場所や給排水の方法の確認等を行っている。
- ②初回の指定訪問入浴介護を行った日の属する月に算定できる。

同一建物減算、集合住宅減算 Ⅰ / 3

(青本p.188-189)

以下の区分に該当する場合、原則として減算ルールが適用されます。

- ① 訪問入浴介護事業所と同一敷地内若しくは隣接する敷地内に所在する建物若しくは訪問入浴介護事業所と同一の建物に居住する者（②に該当する場合を除く） →10%減算
- ② 上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が一月あたり50人以上の場合 →15%減算
- ③ 上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合） →10%減算

【誤りの事例】

③の範囲に所在する有料老人ホームに居住する利用者の人数が1月あたり20人以上であり、減算の要件に該当しているにもかかわらず、減算せずに報酬を請求していた。

同一建物減算、集合住宅減算（２／３）

（青本p. 188-189）

【留意点①】

利用者数とは、訪問入浴介護事業所とサービス提供契約のある利用者（※）のうち、該当する建物に居住する者の数です。（サービス提供契約はあるが、当該月において、訪問入浴介護費の算定がなかった者を除きます。）

※当該月に一日でも利用があれば、当該月は全ての日の利用者数にカウントされます。

同一建物減算、集合住宅減算（３／３）

（青本p.188-189）

【留意点】

届出上は、事業所が有料老人ホームと離れた場所にあるが、実際は、事業所運営が有料老人ホームの中で行われている場合、同一建物減算逃れとして、不正請求になります。

サービス提供体制強化加算（Ⅰ/Ⅳ）

（青本p.194-195）

Ⅰ. 算定要件の一つとして、全ての訪問入浴介護従業者に対し、訪問入浴介護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していることが必要です。

なお、訪問入浴介護従業者ごとの研修計画は、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、従事者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施期間等を定めた計画を策定しなければなりません。

サービス提供体制強化加算（２／４）

（青本p. 194-195）

【誤りの事例】

- ・常勤の従業者には、個別の研修計画を作成しているが、非常勤の従業者に対しては、個別の研修計画を作成していなかった。
- ・事業所全体としての研修計画を作成しているが、従業者ごとの個別の研修計画を作成していなかった。
- ・個別の研修計画はあるものの、全ての計画の研修目標が同一だった。
- ・個別の研修計画に、受講する研修の内容は記載されているが、研修目標や研修期間、実施時期の記載がなかった。

サービス提供体制強化加算（３／４）

（青本p. 194-195）

2. 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は訪問入浴介護事業所における訪問入浴介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に（おおむね１月に１回以上）開催することが必要です。

なお、当該会議は、訪問入浴介護事業所においてサービス提供に当たる訪問入浴介護従業者のすべてが参加するものでなければなりません。

【誤りの事例】

やむを得ず会議を欠席した者がいた場合に、当該欠席者に対して会議内容の伝達等を、いつ・どのように行ったのかがわかる記録がなかった。

サービス提供体制強化加算（４／４）

（青本p. 194-195）

3. 訪問入浴介護事業所の全ての従業者に対し、健康診断を、事業主の費用負担により、定期的に（少なくとも１年以内ごとに１回）実施することが必要です。

【誤りの事例】

- ・非常勤の従業者が、事業主負担で健康診断を実施していなかった。

【参照条例等】

○群馬県指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成24年12月28日条例第88号)

【青本:令和6年4月版「介護報酬の解釈 Ⅰ 単位数表編」】

○指定居宅サービス要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第19号)

○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
(平成12年3月1日老企第36号)

【赤本:令和6年4月版「介護報酬の解釈 2 指定基準編」】

- ・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)
- ・指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日老企第25号)

【緑本:令和6年4月版「介護報酬の解釈 3Q&A・法令編」】

資料は以上となりますが、基準条例等をよく確認し、
今後も適切な事業所運営に努めていただきますようお願いいたします。

※1 群馬県では「**自主点検表**」を作成し県ホームページに掲載しておりますので、御活用ください。

(県HPトップページで「自主点検表」で検索すると「居宅サービス自主点検表」が出てきます)

※2 **令和6年度介護報酬改定**については、以下より御確認ください。

(県HPトップページ > 組織からさがす > 健康福祉部 > 介護高齢課 > 令和6年度介護報酬改定について)

お忙しい中、
説明会に御参加いただき、
誠にありがとうございました。